

目 次（訂正箇所一覧）

	02 - 審決公報・審決分類
02 - 02	審決分類及び判決分類
	03 - 審判事件の担当
03 - 04	部門別担当分類表
	10 - 情報提供
10 - 02	付与前情報提供
	18 - 審査前置
18 - 01	審査前置
	20 - 審理事項の取扱い
20 - 00	審理事項の取扱い
	21 - 方式、補正、補充、却下
21 - 02	補正命令及び審尋
21 - 03	補正命令又は審尋をすべき類型一覧
21 - 03.1	審判請求書の「請求の理由」欄の記載
	25 - 期間
25 - 01	法定期間及び指定期間の取扱い
25 - 01.2	無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間の取扱い
25 - 01.3	主要期間一覧（2）
25 - 03	答弁書等の副本送達時の期間指定についての取扱い
	26- 中断、中止、受継
26 - 01	手続の中断、中止
	33 - 口頭審理
33 - 00.1	対象となる審判事件及び選定期間
33 - 01	口頭審理の期日指定

- 33 - 04 口頭審理調書の作成要領
- 33 - 05 口頭審理の順序
- 33 - 07 口頭審理陳述要領書の提出
- 33 - 08 審理事項通知書

35 - 証拠調べ、証拠保全

- 35 - 01 証人尋問などの準備のための手続
- 35 - 05 証人尋問の要領

37 - 審問、審尋

- 37 - 02 審尋（釈明権）

42 - 審理終結、再開

- 42 - 03 審理終結通知の省略

43 - 取下げ、放棄

- 43 - 05 審判請求の一部取下げ

45 - 審決

- 45 - 03 当事者系審決の記載事項
- 45 - 04 審決、決定の結論の表示方法

46 - 確定

- 46 - 00 確定

47 - 費用

- 47 - 01 審判の費用の負担
- 47 - 02 審判の費用の額の決定
- 47 - 03 審判の費用の範囲と計算

50 - 当事者系審判（判定を含む）

- 50 - 00 破産した会社を被請求人として請求された審判請求の取扱い

51 - 特許（登録）無効審判

- 51 - 00.1 平成5年法改正後（平6.1.1施行）平成15年法改正前（平16.1.1施行）になされた特許無効審判のフロー

- 51 - 00.2 平成 15 年法改正後（平 16.1.1 施行）の特許無効審判と実用新案登録無効審判の比較表
- 51 - 00.3 平成 15 年法改正後（平 16.1.1 施行）の特許無効審判のフロー
- 51 - 01 特許（登録）無効審判の請求の対象、無効原因
- 51 - 04 特許（登録）無効審判の請求の手続
- 51 - 04.1 「請求の理由」の要旨変更
- 51 - 05 特許（登録）無効審判の請求についての審理
- 51 - 07 特許（登録）無効審判の審決、審決の登録等
- 51 - 10 特許協力条約に基づく外国語国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効審判
- 51 - 12 計画審理の概要

52 - 実用新案登録無効審判

- 52 - 01 実用新案登録無効審判の請求の対象、無効原因
- 52 - 05 実用新案登録無効審判の請求についての審理
- 52 - 10 特許協力条約に基づく外国語国際実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録無効審判

54 - 訂正審判

- 54 - 03 訂正審判の請求ができる時期
- 54 - 03.1 平成 5 年法改正後（平 6.1.1 施行）の特許無効審判が特許庁に係属する時期との関係で訂正審判が請求できない時期についての取扱い
- 54 - 04 訂正審判の請求の手続
- 54 - 05 訂正審判の請求についての審理
- 54 - 10 訂正の可否決定上の判断及び事例

56 - 同一特許に複数の審判事件が同時係属した場合の審理

- 56 - 02 審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判

58 - 判定・裁判所からの鑑定の囑託

- 58 - 02 判定の審理
- 58 - 03 判定書
- 58 - 10 裁判所からの鑑定の囑託
- 58 - 12 税関長からの意見照会
- 58 - 14 求意見・意見陳述

61 - 拒絶査定不服審判

- 61 - 00.1 平成 6 年改正法（平 8.1.1 施行）による補正の適正化
- 61 - 04 拒絶査定不服審判の請求の手續
- 61 - 05 拒絶査定不服審判の請求についての審理
- 61 - 05.1 平成 5 年改正法（平 6.1.1 施行）が適用される特許出願の拒絶査定不服審判における、前審の補正却下の決定に対する不服申し立てについての考え方
- 61 - 10 拒絶査定不服審判の請求後、又はそれと同時に出願変更があった場合の取扱い

62 - 審査手續の効力、拒絶理由通知についての運用等

- 62 - 06 平成 5 年改正法（平 6.1.1 施行）が適用される特許出願の拒絶査定不服審判における、審査において通知されたが査定の理由とならなかった拒絶理由の取扱い

80 - 訴訟

- 80 - 00 審決取消訴訟

付録

2 . 平成 5 年法律第 26 号及び平成 15 年法律第 47 号による特許法等の審判手續改正 関連資料

- (1) 審判制度の併存状態
- (2) 平成 15 年法改正後の審判制度について
- (3) 特許法等の平成 15 年法改正に伴う経過措置
- (4) 特許法等の平成 5 年法改正に伴う経過措置
- (5) 新旧特許・実用新案法の適用関係（平成 15 年法改正）
- (6) 新旧特許・実用新案法の適用関係（平成 5 年法改正）